

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等(概要)

【目的】

- 保育士に対する幼稚園教諭免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進するとともに、免許状更新講習の受講資格の拡充を図ることを通じ、新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。

※認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」制度が創設(平成27年4月施行予定)

※「幼保連携型認定こども園」の「保育教諭」は、幼稚園免許と保育士資格の併有が原則。



1. 新たな「幼保連携型認定こども園」制度の施行後5年後までは、保育士資格を有する者に対して、実務経験を評価して、幼稚園教諭免許状(一種及び二種)を取得するために必要な単位数の軽減を図る。 **【教育職員免許法施行規則附則の改正】**

【保育士に対する幼稚園免許の特例】 ※幼稚園教員に対する保育士資格の特例については厚生労働省において措置

免許状	基礎資格	保育士等としての実務経験	大学において修得することが必要な最低単位数
一種免許状	学士の学位を有すること及び保育士となる資格を有すること	3年 ※勤務時間の合計が4,320時間以上の場合に限る	8単位
二種免許状	保育士となる資格を有すること	3年 ※勤務時間の合計が4,320時間以上の場合に限る	8単位

※1 保育士等としての実務経験は、「幼稚園(預かり保育)」、「保育所」、「認定こども園」、「認可外保育施設(一定の基準を満たすもの)」における実務経験に限る。

※2 単位の内訳は、①教職の意義等に関する科目2単位以上、②教育の基礎理論に関する科目2単位以上、③教育課程及び指導法に関する科目3単位以上、④生徒指導・教育相談及び進路指導等に関する科目1単位以上を修得するものとする。

2. 幼稚園教諭免許状を保有している保育所の保育士が、免許状更新講習を受講できるよう、受講資格を拡大する。 **【免許状更新講習規則の改正】**

【現状の受講資格】

- ・現職教員
- ・指導主事、社会教育主事等
- ・認定こども園に勤務する保育士
- ・幼稚園を設置する者が設置する認可保育所及び認可外保育所の保育士 など



【改正後の受講資格】

- ・現職教員
- ・指導主事、社会教育主事等
- ・認定こども園に勤務する保育士
- ・**認可保育所の保育士**
- ・**幼稚園を設置する者が設置する認可外保育所の保育士** など

※ 認可保育所の保育士が「保育教諭」となる可能性を考慮。